

資料編

1. 枚方市社会福祉審議会（本審）及び高齢者福祉専門分科会 委員名簿

（順不同・敬称略）

氏名	職	社会福祉 審議会	高齢者福祉 専門分科会
明石 隆行	種智院大学 教授	委員	会長
安藤 和彦	京都西山短期大学 客員教授	委員	
石田 慎二	帝塚山大学 教授	委員	
鶴浦 直子	大阪公立大学大学院 専任講師	委員	
大西 雅裕	神戸女子大学 教授	委員	
川北 典子	大谷大学 教授	委員	
小山 隆	同志社大学 教授	委員	
佐藤 嘉枝	枚方市介護支援専門員連絡協議会 理事	委員	委員
所 めぐみ	関西大学 教授	委員長	
中島 秀芳	枚方地区人権擁護委員会 委員	委員	
橋本 有理子	関西福祉科学大学 教授	委員	
原 啓一郎	弁護士	委員	
日野 裕	地域生活支援センターにじ センター長	委員	
福間 眞智子	枚方市民生委員児童委員協議会 会長	副委員長	
藤本 良知	枚方市医師会 名誉会長	委員	
古満 園美	枚方市社会福祉協議会 常務理事	委員	
三田 優子	大阪公立大学大学院 准教授	委員	
三戸 隆	枚方市医師会 理事	委員	職務代理者
安田 雄太郎	枚方市障害福祉サービス事業者連絡会 会長	委員	
井崎 重文	枚方市薬剤師会 副会長		委員
大野 大輔	枚方市特別養護老人ホーム施設長会 会長		委員
柿木 正裕	枚方市校区福祉委員会協議会 副会長		委員
岸本 和代	枚方市民生委員児童委員協議会 副会長		委員
坂本 義次	枚方市老人クラブ連合会 会長		委員
中村 亜紀	京都女子大学 准教授		委員
平方 かおる	弁護士		委員
宮腰 正基	枚方市歯科医師会 副会長		委員

2. 枚方市社会福祉審議会（本審）及び高齢者福祉専門分科会 開催経過

開催日	審議会名	案件
令和4年 11月15日	令和4年度第1回 枚方市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）の策定について ● 「高齢者の健康づくり等に関する実態調査」及び「介護保険サービス等に関する実態調査」の実施について
令和5年 4月14日	令和5年度第1回 枚方市社会福祉審議会	● 委員長の選出について ● 社会福祉審議会の位置づけ及び各専門分科会の概要について ● 専門分科会等の委員及び臨時委員の選出について ● 専門分科会等の決議権限等の取扱いについて
令和5年 6月30日	令和5年度第1回 枚方市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	● 会長の選出及び職務代理者の指名等について ● 介護保険制度改正の概要及び基本指針について ● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）の進捗状況について ● 各種調査結果について 「高齢者の生活実態等に関する調査（介護予防・日常生活圏域二一ズ調査）」 「在宅介護実態調査」 「高齢者の健康づくり等に関する実態調査」 「介護保険サービス等に関する実態調査」
令和5年 10月3日	令和5年度第2回 枚方市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）の骨子案について
令和5年 12月7日	令和5年度第3回 枚方市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）の素案について
令和6年 2月1日	令和5年度第4回 枚方市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）素案に関する市民意見聴取の実施結果（案）について ● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）案について ● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）案の答申内容について
令和6年 3月26日	令和5年度第2回 枚方市社会福祉審議会	● 専門分科会の委員指名について ● 各専門分科会等の審議内容について ● 枚方市障害者計画（第4次改訂版）、枚方市障害福祉計画（第7期）、枚方市障害児福祉計画（第3期）及びひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）の策定について ● 令和6年度（2024年度）策定予定の各福祉計画について ● 特定教育・保育における重大事故審査部会の設置について ● 枚方市成年後見制度利用促進計画 進捗状況等について

3. 枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会からの報告

令和6年2月1日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市社会福祉審議会
委員長 所 めぐみ
高齢者福祉専門分科会
会長 明石 隆行

「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）」の策定について（答申）

「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）」の策定について、これまでの本分科会での協議を踏まえ、下記のとおり意見を付して答申します。

記

ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）案 別紙のとおり

ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）に関する付帯意見

第9期計画の実施にあたっては、本計画で定めた内容を着実に推進していただきたい。

その上で、以下の点に十分留意されたい。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進について

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進にあたり、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護予防、生活支援、地域づくりを推進するため、本人やその家族の意向を尊重しながら、医療機関や介護サービス事業者等の支援機関との連携強化に努めるとともに、複雑かつ多様なニーズ対応に向けた包括的な支援体制の充実が求められる。第9期においては、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた各取組について、きめ細かな検証を行いつつ、より効果的な展開となるよう図られたい。

2. 介護保険料について

第9期計画期間においては、団塊の世代がすべて75歳以上となること等に伴うサービス利用者数の増加の見込みに加え、介護報酬の改定により、介護給付費が更に増加するものと推計されることから、介護保険料は、第8期計画より増額となった。今後も引き続き、介護保険制度の持続可能性を確保するため、適切かつ効果的なサービス提供に努めるとともに、市民が負担する保険料額については、十分な説明を行い、理解を得られるよう図られたい。

以上

4. 用語解説

※ 介護保険で利用できる「サービス」一覧は p.179～182 に掲載。

《あ行》

ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

インフォーマルサービス

保健福祉サービスのうち、国や地方公共団体が直接か間接かは問わず、法律や制度に基づいて提供するサービス（フォーマル（公的）サービス）に対して、NPO 法人等の民間団体やボランティア、家族、近隣、知人等がインフォーマル（非公的）に提供するサービスのこと。

ACP

「Advance Care Planning（アドバンス・ケア・プランニング）」の略。もしものときのために、自らが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと。厚生労働省では「人生会議」という愛称で普及啓発を図っている。

NPO

「Non Profit Organization」の略で、非営利組織の意。医療、福祉、環境、文化、芸術、まちづくり、国際協力等の分野において、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動する民間の組織。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受けた団体をNPO法人（特定非営利活動法人）と呼ぶ。

《か行》

介護給付

介護保険の保険給付のうち、要介護1～5に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、施設の利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

介護給付費準備基金

3年を1期とする介護保険事業計画期間を通じて、保険料剰余金を管理し、財政の均衡を図るために市が設置する基金のこと。介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、保険料は計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年を通じ財政の均衡を保つことができる金額を設定する。3年の計画期間中、保険料の剰余金が発生した場合は、基金に積み立て、介護給付費等が不足した場合は、基金を取り崩す。

また、次期計画においては基金残額を取り崩し、保険料負担の軽減に活用する。

介護サービス相談員

介護保険施設等に入所している人を訪問し、利用者や家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴くことにより、サービスの実態を把握し、サービスを提供している施設等との橋渡しの活動を行う人のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う人のこと。

また、要介護者や要支援者の人が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた人とされている。

介護報酬

介護サービス提供事業者を支払われる報酬のこと。提供されるサービスごとに、サービス提供者の種類及び要介護度ごとに細分化され、提供するサービスの内容・時間帯による加算等がある。

介護保険施設

施設サービスである介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（※）、介護医療院の総称。

※ 令和5年度末で廃止。

介護予防

高齢者が要支援・要介護状態になることをできるかぎり防ぐこと、あるいは要支援・要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすること。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定者や介護リスクのある虚弱高齢者（事業対象者）を対象に、多様な主体により訪問型・通所型などのサービス提供や介護予防に資する活動を行う事業。

キャラバン・メイト

厚生労働省が提唱し、都道府県や市区町村、全国キャラバン・メイト連絡協議会が連携して、認知症の人と家族を支援する「認知症サポーター」を養成する講師役のこと。

ケアプラン（介護予防ケアプラン）

要介護・要支援者の心身の状況や置かれている環境を把握し、抱えている問題の解決を図るとともに、その人の有する能力に応じて自立した生活が営めるよう、利用する介護サービスの種類や内容などを定めた計画のこと。

ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメント）

利用者の選択に基づいたサービスを適切に利用できるよう、ケアプランを策定するとともに、サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整等を行い、さらに、サービス利用実績の把握等を行うこと。

KDB データ

国保データベースシステムの略。国民健康保険団体連合会（国保連合会）と専用回線で結ばれた情報セキュリティを厳重にした全国的なシステムで、診療・特定健康診査の健診受診に関するデータを抽出し、健康課題の分析等に活用するもの。

健康寿命

平均寿命のうち、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。平均寿命から、衰弱・疾病・認知症などにより介護が必要とされる期間を差し引いた寿命を指す。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理として権利やニーズの獲得を行うこと。併せて、高齢者等の自己決定による選択を支援する観点からの情報提供等も含む。

後期高齢者

高齢者（65 歳以上の人）のうち、75 歳以上の人のこと。なお、65 歳～74 歳の方は前期高齢者という。

高齢化率

総人口に占める 65 歳以上人口の割合のこと。

高齢者虐待

高齢者に対して、家族や施設の職員など、高齢者を養護する人から行われる虐待の行為。①身体的虐待、②介護、世話の放棄、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の 5 つに類型される。

コーホート変化率法

同じ年（または同じ期間）に出生した集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において様々な問題を抱え、支援を必要とする人に対して、相談、見守り、福祉サービスへのつなぎなどを行う相談員のこと。英語の頭文字から「CSW」とも言う。

《さ行》

施設・居住系サービス

介護保険法に基づいて指定を受けた施設に入居している高齢者に提供する生活の援助等を含めたサービス。施設サービスとしては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（※）、介護医療院があり、居住系サービスとしては、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護がある。

※ 令和5年度末で廃止。

社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉を推進することを目的として設置された営利を目的としない民間団体。各種の福祉サービスの提供や地域の福祉活動の支援などを行っている。

新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）

厚生労働省により平成 27 年 1 月に策定された計画。「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現する」ことを目的としている。

成年後見制度

認知症や知的障害その他の精神上の障害等により判断能力が不十分である人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選任することで、本人を法律的に支援する制度のこと。成年後見人等は親族に限らず、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職等、家庭裁判所が事情を考慮したうえで、選任される。また、専門職や親族以外の成年後見制度の担い手として、法人や市民後見人養成講座を修了した市民も成年後見人等になることができる。

《た行》

第1号被保険者

介護保険制度の被保険者のうち、65 歳以上の人。

第2号被保険者

介護保険制度の被保険者のうち、40 歳以上 64 歳以下の人で、医療保険に加入している人。

地域共生社会

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人與人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会。

地域支援事業

要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要支援状態となった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、平成 18 年度からの介護保険制度の改正に伴い導入された。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、住宅や福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供されるような地域の体制。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省が運営する情報システム。

地域包括支援センター

介護予防のケアマネジメントを行う機関。高齢者に対する総合的な相談窓口としての機能も有している。保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員の 3 職種がそれぞれ配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決にあたる。

調整交付金（介護給付費財政調整交付金・総合事業調整交付金）

市町村間における介護保険財政の格差を調整するため国により交付される財政援助資金。交付総額は、総給付費及び総合事業費に対する国の負担する割合 25%のうち 5%分に相当するが、第 1 号被保険者の年齢階級別分布状況、所得分布状況等を考慮して配分されるため、5%を超えて交付される市町村と、5%を下回る市町村とがある。

調整済み認定率

認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第 1 号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率。

特定健康診査

平成 18 年の健康保険法の改正により、平成 20 年 4 月から 40～74 歳の保険加入者を対象として、全国の医療保険者で導入された健康診断のこと。特定健康診査は、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施される。

《な行》

日常生活圏域

介護施設等のサービス基盤の整備・充実を図ることを目的に、定める行政区域。圏域の設定にあたっては、保険者ごとに地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件等を総合的に勘案し定める。本市では小学校区を基本単位とした 13 の区域を日常生活圏域として定めている。

認知症ケアパス

認知症を発症したときから、生活をする上で様々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを示すガイドブックのこと。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人のこと。

認知症施策推進大綱

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現をめざし、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが重要としている。「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「遅らせる」「進行をゆるやかにする」という意味。（令和元年6月17日策定）

認定調査

要介護・要支援認定を行うために必要な調査のこと。要介護・要支援認定の申請があったときに、市町村職員または市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等が認定調査員として調査対象者を訪問し、調査対象者本人と介護者への面接により聞き取り調査を行う。

《は行》

徘徊高齢者（行方不明者）SOS ネットワーク

認知症高齢者が徘徊して行方不明になった場合に、家族から警察署への捜索願とともに、市・地域包括支援センターでも連絡を受け、市内介護保険事業者等に情報を公開することにより、早期発見につなげる仕組み。

ハイリスクアプローチ

高齢者の低栄養防止や生活習慣病等の重症化予防、受診勧奨や健康状態が不明な高齢者等の状況把握など、対象者の状況把握にとどまらず、個々に必要な情報やサービス等につなぎ、個別支援を提供すること。

福祉用具

高齢者や障害者の自立に役立ち、介護する人の負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車イス、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器など。

フレイル

高齢者が筋力や活動性、認知機能、精神活動の低下などの健康障害を起こし、要介護状態に至る前段階な状態（虚弱）を日本老年医学会は「フレイル（Frailty）」と提唱。このフレイルの概念には、しかるべき介入により再び健康な状態（元の生活）に戻るという可逆性が含まれている。

保険者機能強化推進交付金

自治体の財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のような取り組みの達成状況を評価できるような客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために、平成 30 年度から国において創設された交付金。

ポピュレーションアプローチ

KDB データ等により把握した地域の健康課題を基にフレイル予防等に関する啓発について、健康教育などによる積極的な関与を通いの場等の身近な場において実施すること。その際、把握した高齢者の状況に応じて、保健指導等の支援事業や介護予防事業等への利用勧奨を行う。

《や行》

有料老人ホーム

高齢者に対し、食事や介護の提供その他日常生活上必要なサービスを提供する民間の有料施設。

要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で要介護度として客観的に評価するもの。要介護度は、要支援 1・2、要介護 1～5、非該当のいずれかに分類される。

予防給付

介護保険の保険給付のうち、要支援 1・2 に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

《ら行》

レスパイトケア

日常的に介護をしている家族等の介護者が一時的に介護から解放され、ゆっくり休息を取れるように支援することをいう。

● 介護保険で利用できる「サービス」一覧 ●

居宅サービス（介護サービス（要介護者対象）と予防サービス（要支援者対象）があります）

居宅サービスの第8期実績は70頁、第9期見込みは100頁参照

訪問を受けて利用する

①	訪問介護（ホームヘルプ） ※	訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、食事や排泄、入浴の介助等の身体介護や、掃除、洗濯、食事の準備や調理、買い物等の生活援助を行うサービスです。
②	訪問入浴介護	自宅での入浴や通所サービスでの入浴が困難な要介護者・要支援者に対して、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービスです。
③	訪問看護	主治医の判断に基づき、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が家庭を訪問し、病状を観察したり、床ずれの手当等、療養上の支援と診察の補助を行うサービスです。
④	訪問リハビリテーション	主治医の判断に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能の維持・回復や日常生活の自立を促す機能訓練を行うサービスです。
⑤	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士等が、通院が困難な要介護者・要支援者の家庭を訪問して、療養上の医学的な管理や、介護者等に対して介護サービスを利用する上で必要な指導・助言や情報提供を行うサービスです。

通所して利用する

⑥	通所介護（デイサービス） ※	要介護者を自宅から通所サービスを提供する施設へ送迎し、食事や入浴の提供及び日常生活動作の機能訓練等を日帰りで行うサービスです。
⑦	通所リハビリテーション（デイケア）	医師の判断に基づき、要介護者・要支援者を自宅から介護老人保健施設や医療機関等へ送迎し、理学療法士や作業療法士等による心身の機能の維持・回復や、日常生活の自立支援を促す機能訓練を日帰りで行うサービスです。

※ ①訪問介護（ホームヘルプ）及び⑥通所介護（デイサービス）は介護サービスのみ。

要支援1・2等の方は市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスとなる。

短期間入所する

⑧	短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期間入所する要介護者・要支援者に対して、食事や入浴、排泄等の介護のほか、心身の機能の維持・回復を図るための機能訓練を行うサービスです。
⑨	短期入所療養介護 (老健等ショートステイ)	介護老人保健施設等に短期間入所する要介護者・要支援者に対して、看護・医療の管理のもとで、食事や入浴、排泄等の介護のほか、心身の機能の維持・回復を図る機能訓練を行うサービスです。

特定施設において介護サービスを受ける

⑩	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入居している要介護者・要支援者に対して、入居施設において食事や入浴、排泄等の介護や、機能訓練を行うサービスです。
---	-------------	--

在宅での暮らしを支える

⑪	福祉用具貸与	日常生活の自立を補助する福祉用具を貸し出し、生活機能が低下した要介護者・要支援者の在宅での自立生活を支援するサービスです。
⑫	特定福祉用具販売	特定福祉用具販売は、腰掛け便座や入浴補助用具等の福祉用具を購入した要介護者・要支援者に、年間 10 万円を限度としてかかった費用の 7 割から 9 割を支給するサービスです。
⑬	住宅改修	居宅での手すりの設置や段差の解消、洋式便器への取り替えなど小規模な住宅改修を行った場合に、20 万円を限度として、かかった費用の 7 割から 9 割を支給するサービスです。

各サービスのケアプランの作成

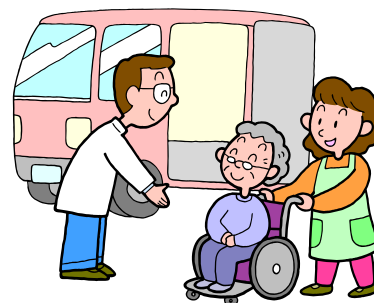
⑭	居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）等が、本人の心身の状況や置かれた環境、また介護にあたる家族も含めた意向をとらえて、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者との連絡・調整を行うサービスです。
---	--------	--

● 介護保険で利用できる「サービス」一覧 ●

施設サービス（要支援１・２の人は利用できません）

施設サービスの第８期実績は 73 頁、第９期見込みは 104 頁参照

①	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） ※ 原則、要介護３以上。	常に介護が必要な状態で、在宅での生活が困難な要介護者が入所し、食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活の支援、機能訓練、療養上の支援等を行うサービスです。
②	介護老人保健施設	病状が比較的安定しており、入院による治療の必要はないが在宅での療養が困難な人が、看護・医療の管理下での機能訓練や介護、その他日常生活の支援を行い、在宅への復帰を目指すことを目的としたサービスです。
③	介護療養型医療施設 ※ 令和５年度末で廃止。	長期にわたって療養が必要な人に対し、療養上の管理、看護・医療の管理下での介護、機能訓練、その他日常生活の支援を行うことを目的としたサービスです。
④	介護医療院	日常的な医学管理が必要な要介護者に対し、長期療養のための医療的な機能と生活施設としての機能を備えたサービスです。



● 介護保険で利用できる「サービス」一覧 ●

地域密着型サービス（原則、枚方市の被保険者しか利用できません）

地域密着型サービスの第8期実績は74頁、第9期見込みは105頁参照

①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と利用者からの通報による随時対応を行うサービスです。
②	夜間対応型訪問介護	病気の症状が重くなったり、ひとり暮らしになった場合でも、自宅で生活できるよう、夜間帯にヘルパーが定期巡回し、緊急事態にも対応するサービスです。
③	地域密着型通所介護	定員 18 人以下のデイサービスセンター等において、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練等を日帰りで提供するサービスです。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。
④	認知症対応型通所介護	デイサービスセンター等において、認知症高齢者を対象として、認知症予防のための訓練や、その他の日常生活の介護や自立支援、機能訓練等を行うサービスです。
⑤	小規模多機能型居宅介護	施設への「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、短期間の「宿泊」や「訪問介護」を組み合わせたサービスです。
⑥	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流のもと、共同生活を営みながら日常生活の介護や自立支援、機能訓練等を受けるサービスです。
⑦	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の小規模な介護専用型特定施設で、要介護者に対して、入居施設において食事や入浴、排泄等の介護や、機能訓練を行うサービスです。 ※ 入居者は、要介護者とその配偶者等に限られます。
⑧	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、常に介護が必要な状態にあり、在宅での生活が困難な要介護者が入所して、食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活の支援、機能訓練、療養上の支援等を行うサービスです。
⑨	看護小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や「訪問介護」に加えて、看護師などによる「訪問看護」も組み合わせることで、介護と看護の一体的な提供を行うサービスです。

■□ ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期） □■

発行：枚方市

編集：健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課

〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話：072-841-1221（代表）

FAX：072-841-3039

ひらかた高齢者
保健福祉計画21
(第9期)

